

原議保存期間30年
(平成56年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丙総発第51号
平成25年8月27日
警察庁長官官房長

留置施設視察委員会の委員の定数及び任期についての基準を定める規則の
制定について(通達)

留置施設視察委員会の委員の定数及び任期についての基準を定める規則(平成
25年国家公安委員会規則第10号。以下「本規則」という。)が別添1のとおり制
定され、平成26年4月1日から施行されることとなった。

制定の趣旨、概要及び運用上の留意事項については、下記のとおりであるので、
事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 趣旨

国では、地域の自主性及び自立性を高めるため、地方公共団体の事務に係る
国の法令による「義務付け・枠付け」の見直しが進められている。今般、地域
の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に
関する法律(平成25年法律第44号)により刑事収容施設及び被収容者等の処遇
に関する法律(平成17年法律第50号。以下「刑事収容施設法」という。)につ
いても改正がなされ、留置施設視察委員会の委員の定数及び任期については国
家公安委員会の定める基準を参酌して条例で定めることとされた(別添2参照)。

このため、改正後の刑事収容施設法第21条第4項の「国家公安委員会の定め
る基準」として、本規則が定められたものである。

2 概要

- (1) 留置施設視察委員会の委員の定数の基準は10人以内とされた(第1条)。
- (2) 留置施設視察委員会の委員の任期の基準は、1年とし、再任を妨げないも
のとされた(第2条)。

3 留意事項

- (1) 条例の改正について

留置施設視察委員会の委員の定数及び任期について条例で規定されていな
い都道府県警察においては、留置施設視察委員会に係る条例を改正し、これ

らの事項を条例により定めること。なお、既に条例により委員の定数及び任期が定められている場合においても、本規則の制定を契機に、これらの見直しを行い、条例の改正を行うこととしても差し支えない。

(2) 条例の施行について

改正後の刑事収容施設法の施行は平成26年4月1日であることから、条例を改正する場合には、当該条例は平成26年4月1日に施行されているものとする。

(3) その他

本規則を参照しつつ、地域の実情(現在の留置施設視察委員会の活動状況、留置施設の数、交通機関の状況、委員候補者としての適任な人材の状況等)を踏まえて十分検討した結果であれば、条例において本規則の基準と異なる定めをすること(例えば、定数を11人としたり、任期を2年とするなど)は許容されるものである。